

○本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

平成22年3月26日

告示第83号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、地震に強い住宅を整備し、災害に強いまちづくりの整備を促進するため、市内の木造既存住宅について耐震改修、簡易耐震改修、建替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 本庄市木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成22年本庄市告示第82号。以下「耐震診断要綱」という。）第2条に規定する耐震診断をいう。

(2) 耐震改修 耐震診断又は市長が適当と認める方法により行う診断（以下「市長が認める診断」という。）による上部構造評点（一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定めるもの。以下同じ。）が1.0未満と診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上となるよう改修する設計（以下「耐震改修設計」という。）及びこれに基づく工事（以下「耐震改修工事」という。）を実施することをいう。

(3) 簡易耐震改修 耐震診断又は市長が認める診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物について、人命を守る空間が確保できるように耐震シェルター又は防災ベッド（以下「耐震シェルター等」という。）を設置する工事（以下「簡易耐震改修工事」という。）を実施することをいう。

(4) 耐震シェルター 住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの

(5) 防災ベッド 耐震シェルター以外のもので金属製のフレーム等でベッドの上部を覆いベッド内の人を保護し、就寝中の安全を確保するもの

(6) 除却 耐震診断又は市長が認める診断による上部構造評点が1.0未満と診断された建築物を解体、撤去及び処分する工事（以下「除却工事」という。）を実施することをいう。

(7) 建替え 除却し、当該建築物と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに住宅の用途に供する建築物を建築する工事（以下「建替え工事」という。）を実施することをいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する木造住宅（地震に対して安全な構造とする旨の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第35号に規定する特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）による指導（以下「勧告等」という。）を受けたものに限る。）で、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。

(1) 昭和56年5月31日以前に工事に着手された一戸建ての住宅又は併用住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）であること。ただし、昭和56年6月1日以後に増築又は改築されたものを除く。

(2) 耐震診断又は市長が認める診断による上部構造評点が1.0未満と診断されたもの

(3) 地階を除く階数が2以下であること。

(4) 居住者本人又はその2親等内の親族が所有していること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物に居住し、市税を完納している者とする。この場合において、居住者と所有者が異なる場合は、当該所有者も市税を完納していなければならないものとする。

（補助の対象となる耐震改修等）

第5条 補助金の交付の対象となる耐震改修等は、次に掲げる要件に該当するも

のとする。

(1) 耐震改修

ア 耐震改修設計は、耐震診断要綱第2条に規定する建築士（以下「建築士」という。）が行うものであること。

イ 耐震改修の設計図は、耐震診断に基づいて、耐震改修工事の実施後の耐震診断で所定の構造強度が得られることを確認したものであること。

ウ 耐震改修工事の工事監理及び現場検査は、耐震改修の設計図に基づき、建築士が行うものであること。

(2) 簡易耐震改修

ア 簡易耐震改修の実施に当たり、所定の構造強度が得られることを確認したものであること。

イ 簡易耐震改修工事の工事管理及び現場検査は、簡易耐震改修の設置計画等に基づき、工事施工者が行うものであること。

(3) 建替え及び除却

ア 公共事業の施行に伴う補償の対象でないこと。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき実施するものであること。

ウ 建替え後の住宅は、原則として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存すること。

エ 建替え後の住宅は、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）に適合すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震改修 耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用とする。

(2) 簡易耐震改修 簡易耐震改修工事に要する費用とする。

(3) 建替え 建替え工事に要する費用とする。

(4) 除却 除却工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第7条 耐震改修等に対する補助金額は、補助対象建築物1戸につき、次に掲げる額以内で、市長が定める額とする。

(1) 耐震改修 耐震改修に要した費用の額(補助対象建築物の床面積1平方メートルにつき3万4,100円を限度とする。)に100分の23.0を乗じて得た額で20万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 簡易耐震改修 耐震シェルターにあつては、簡易耐震改修に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額で20万円を限度とし、防災ベッドにあつては、簡易耐震改修に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額で10万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(3) 建替え 建替えに要した費用の額に100分の23.0を乗じて得た額で50万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4) 除却 除却に要した費用の額(補助対象建築物の床面積1平方メートルにつき1万円を限度とする。)に100分の23.0を乗じて得た額で30万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震改修等を実施する前に、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 住民票の写し(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者の住民票の写し及び2親等以内の親族であることが確認できるものを含む。)

(2) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の耐震改修等を行う補助対象建築物の所在地、所有者及び建築年次が確認できるもの

- (3) 建築士が作成した耐震診断報告書（市長が認める診断による場合、勧告等の通知書の写し）及び関係図書
- (4) 耐震診断を実施した者の建築士免許証の写し
- (5) 耐震改修工事、簡易耐震改修工事、建替え工事又は除却工事（以下「耐震改修等工事」という。）の見積書の写し（耐震改修等に係る部分の見積額が分かるものに限る。）
- (6) 申請する者と所有者が異なる場合は、耐震改修等工事を行うことについて当該所有者の合意があることを証する書類
- (7) 市税に滞納がないことを証明する書類（申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者に係る市税に滞納がないことを証明する書類を含む。）
- (8) 耐震シェルター等を設置する場合は、公的機関により耐震実験を行い安全性の評価を受けたことが確認できるもの又は行政庁等が信頼性を推奨し、かつ、公表されていることが確認できるもの
- (9) 建替えの場合は、法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（当該確認申請の申請者（建築主）は、補助金の交付を受けようとする者とする。）
- (10) 建替えの場合は、省エネ基準に適合することが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、やむを得ない理由により耐震改修等を取りやめるときは、速やかに本庄市木造住宅耐震改修等取りやめ届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第1項に定める交付の可否の決定が

なかったものとする。

(耐震改修設計の届出書)

第10条 交付決定者は、耐震改修設計が完了したときは、工事着手する前に、速やかに本庄市木造住宅耐震改修設計(変更)届(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。耐震改修設計の内容の変更等により届出の内容に変更が生じたときも、同様とする。

- (1) 耐震改修設計図
- (2) 耐震改修実施後の耐震診断書
- (3) 耐震改修工事の費用の内訳書(様式第5号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する届出の内容を審査し、及び必要な調査を行い、当該届出に係る耐震改修設計が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修設計が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(耐震改修等工事の着手)

第11条 交付決定者は、耐震改修等工事に着手するときは、速やかに本庄市木造住宅耐震改修等工事着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(耐震改修等工事の完了報告)

第12条 交付決定者は、補助金の交付の対象となる耐震改修等工事が完了したときは、速やかに本庄市木造住宅耐震改修等完了報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修等工事の契約書の写し
- (2) 耐震改修設計及び耐震改修等工事の費用を証明する書類
- (3) 耐震改修設計及び耐震改修等工事の費用の精算内訳書
- (4) 建築士による工事監理及び現場検査の報告書(耐震改修の場合に限る。)
- (5) 耐震改修等工事(建替え工事及び除却工事を除く。)の施工前、施工中及び施工後における実施箇所の写真
- (6) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し(建替え及び除却の場合に限る。)
- (7) 法第7条第5項又は法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し(建替えの場合に限る。)

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助金の交付決定のあった日の属する年度の1月31日までに行われなければならない。ただし、市長が当該期限を変更し、又は変更する必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正に耐震改修等が行われたと認めたときは、補助金の交付額を確定し、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又は耐震改修等が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、

本庄市木造住宅耐震改修等補助金返還請求書（様式第11号）により既に補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補助の制限）

第18条 補助金の交付は、補助の対象となる補助対象建築物1戸につき、1回限りとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成27年3月24日告示第54号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第84号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第130号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月20日告示第409号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第116号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年1月14日告示第16号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月24日告示第64号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付申請書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第8条の規定により、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

耐震改修等の種別	<input type="checkbox"/> 耐震改修	<input type="checkbox"/> 簡易耐震改修 (<input type="checkbox"/> 耐震シェルター <input type="checkbox"/> 敷きマット)	<input type="checkbox"/> 建替え	<input type="checkbox"/> 除却
補助対象建築物	所在地	本庄市		
	所有者	住所		
		氏名		
	用途	<input type="checkbox"/> 一戸建住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅(居住部分≧店舗等)	
	構造	<input type="checkbox"/> 木造在来軸組工法	<input type="checkbox"/> 木造枠組壁工法	
	規模	地上 階	延床面積	平方メートル
建築完了年月日	年 月 日			
耐震診断又は市長が認める診断の総合評点	上部構造評点のうち最小の値()			
耐震診断者	建築士事務所	建築事務所名		
		(一級・二級・木造)建築士事務所		
		()知事登録第	号	
	所在地	電話番号		
建築士	氏名			
	資格(一級・二級・木造)建築士()登録第			
市長が認める診断	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

[添付書類]

- (1) 住民票の写し(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者の住民票の写し及び2親等以内の親族であることが確認できるものを含む。)
- (2) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の耐震改修等を行う補助対象建築物の所在地、所有者及び建築年次が確認できるもの
- (3) 建築士が作成した耐震診断報告書(市長が認める診断の場合、勧告等の通知書の写し)及び関係図書
- (4) 耐震診断を実施した者の建築士免許証の写し
- (5) 耐震改修等工事の見積書の写し(耐震改修等に係る部分の見積額が分かるものに限る。)
- (6) 申請する者と所有者が異なる場合は、耐震改修等工事を行うことについて当該所有者の合意があることを証する書類
- (7) 市税に滞納がないことを証明する書類(申請する者と所有者が異なる場合は、当該所有者に係る市税に滞納がないことを証明する書類を含む。)
- (8) 耐震シェルター等を設置する場合は、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けたことが確認できるもの又は行政庁等が信頼性を推奨し、かつ、公表されていることが確認できるもの
- (9) 建替えの場合は、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し(当該確認申請の申請者(建築主)は補助金の交付を受けようとする者とする。)
- (10) 建替えの場合は、省エネ基準に適合することが確認できる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第9条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

本庄市長 

年 月 日付けで申請のあった本庄市木造住宅耐震改修等補助金の交付については、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定する

- (1) 交付予定額 金 _____ 円
- (2) 補助金交付時期 耐震改修等が完了し、補助金の額の確定後に交付する。

2 交付しない
(理由)

(注) 補助金交付決定額は、耐震改修等費用の確定により変更する場合があります。

様式第3号(第9条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等取りやめ届

第 号
年 月 日

(あて先)本庄市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修等については、取りやめたいので、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 補助対象建築物の所在地 本庄市

2 理由

様式第4号(第10条関係)

本庄市木造住宅耐震改修設計(変更)届

年 月 日

(あて先)本庄市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修については、耐震改修設計(変更)が完了したので、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

設計者	建築士事務所	建築事務所名 (一級・二級・木造)建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 電話番号
	建築士	氏名 資格(一級・二級・木造)建築士()登録 第 号
工事施工(予定)者		氏名(商号又は名称及び代表者) 建設業許可番号 大臣・()知事 第 号 所在地 電話番号
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで

[添付書類]

- (1) 耐震改修設計図
- (2) 耐震改修実施後の耐震診断書
- (3) 耐震改修工事の費用の内訳書(様式第5号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第11条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等工事着手届

年 月 日

(あて先)本庄市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修等工事については、下記のとおり着手するので、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第11条の規定により届け出ます。

記

補助対象建築物 の 所 在 地	本庄市	
工 事 期 間	工事着手 年 月 日	完了予定 年 月 日
工 事 施 工 者	氏名(名称及び代表者) 建設業許可番号 大臣・()知事 第 号 所在地 電話番号	
工 事 監(管)理者	建築事務所名 (一級・二級・木造)建築士事務所 ()知事登録第 号 所在地 電話番号	
	氏名 資格(一級・二級・木造)建築士()登録 第 号	

様式第7号(第12条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等完了報告書

年 月 日

(あて先)本庄市長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修等が完了したので、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

耐震改修等工事完了日		年 月 日	
工事費	総額(耐震改修等以外の部分を含む。)	金	円
	耐震改修等に係る部分	金	円(A)
設計費	総額(耐震改修等以外の部分を含む。)	金	円
	耐震改修に係る部分	金	円(B)
耐震改修等に要した費用		金	円(A+B)

[添付書類]

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修等工事の契約書の写し
- (2) 耐震改修設計及び耐震改修等工事の費用を証明する書類
- (3) 耐震改修設計及び耐震改修等工事の費用の精算内訳書
- (4) 建築士による工事監理及び現場検査の報告書(耐震改修の場合に限る。)
- (5) 耐震改修等工事(建替え工事及び除却工事を除く。)の施工前、施工中及び施工後における実施箇所の写真
- (6) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し(建替え及び除却の場合に限る。)
- (7) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証の写し(建替えの場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第13条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

本庄市長



年 月 日付けで完了報告のありました本庄市木造住宅耐震改修等補助金について、審査の結果、下記のとおり確定しましたので、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象建築物の所在地 本庄市
- 2 補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第9号(第14条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)本庄市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額

金 _____ 円

2 振込先(交付決定者本人名義の口座に限ります。)

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 支 所 出 張 所
	口座の種別	普 通 ・ 当 座	
	口座番号		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

様式第10号(第16条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

本庄市長 

年 月 日付け 第 号で交付決定をした本庄市木造住宅耐震改修等補助金について、下記により交付決定を取り消しましたので、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

記

1 取消理由

- 虚偽その他の不正行為により補助金の交付を受けたため
- 補助金を他の用途に使用したため
- 補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したため

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日 第 号

交付確定金額 金 _____ 円

様式第11号(第17条関係)

本庄市木造住宅耐震改修等補助金返還請求書

第 号
年 月 日

様

本庄市長 

年 月 日に交付決定をした補助金については、本庄市木造住宅耐震改修等補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

1 返還金額 金 _____ 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還方法

4 返還事由